

重要事項説明書

1 当ステーションのサービスの方針等

私たちは、「訪問看護ステーション こうとく」の運営を通じて、医療・福祉・保健の分野で地域の方々一人一人の意思と人権を尊重しつつ、それぞれの人生と生活に寄り添い、支えることを目的とし尽力いたします。

2 事業の目的と運営方針

当ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理および日常生活活動の維持・回復を図るとともに、その居宅において、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した在宅医療ができるよう支援いたします。

また、漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の特性と意思に合わせたサービスの提供を心がけます。

ステーションの運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、ならびに地域の保健・医療又は福祉サービス等と密接な連携を持ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の概要

事業所名	医療法人社団素心会神徳内科 訪問看護ステーション こうとく	
所在地	山口市周布町 3-18	
事業者指定番号	3560390282	
提供可能サービス	訪問看護・介護予防訪問看護	
管理者および連絡先	氏名	連絡先
	植田 咲子	083-941-6544
サービス提供地域	山口市(阿東地区は除く)	
職員体制	管理者	1名(訪問看護師と兼務)
	看護職員	常勤3名(うち1名は管理者と兼務) 非常勤2名
営業日・営業時間	営業日：月曜日から金曜日 但し12月31日から1月3日までおよび国民の祝日を除く 営業時間：午前8時15分から午後5時15分までとする。 サービス提供対応日：月曜日から日曜日までとする。 サービス提供時間：午前8時30分から午後5時まで。ただし緊急の場合は原則24時間対応可	

4 サービス提供の責任者等

- (1) サービス提供の責任者は次のとおりです。なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どのようなことでもお寄せください。

責任者 (氏名) 植田 咲子 連絡先 (電話) 083-941-6544

- (2) サービスを提供する主な看護師等を事業者側の都合により変更する場合は、サービス提供の責任者から事前にご連絡いたします。

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。また、食材費、おむつ代、衛生材料費、利用者の希望による時間延長料金、および日常生活においても常に必要となるもので、利用者が負担することが適当と認められる費用については利用者の実費負担となります。

(2) その他

- ① 交通費に関しては、通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費が必要となります。
- ② 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願い申し上げます。

A 自動口座引落

(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とし。口座引き落とし1件につき90円の手数料をお支払いいただきます。)

B 当事業所指定口座への振込(毎月15日までにお振込み願います)

- ③ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。介護保険において、居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合は、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(介護保険負担割合証に基づく額)を請求することになります。
- ④ 利用者負担金の滞納が3か月以上ある場合(または4か月以前の滞納がある場合)には、利用者負担金の未払金に対し、年利3%の延滞料を別途請求させていただきます。

※介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

(介護保険外のサービスとなる場合は、サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合を含みます。この時には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先：(電話) 083-941-6544

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、可能な限りサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の変化や、やむを得ない事情の場合、キャンセル料は不要です)
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

7 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いはいたしません。予めご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上において、その任務が利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療補助を行うこととなっております。どうぞご理解ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 相談窓口、苦情対応

*当ステーションでは利用者の方、あるいはそのご家族の方からの相談や苦情に対して、次の体制で対応いたします。何かございましたら、まず苦情受付担当者にご一報願います。

担当	役割	担当者および連絡先
苦情受付担当者	苦情の受付、確認、記録	植田 咲子 野上 彩加 電話：083-941-6544 FAX：083-941-6545 対応時間：月～金 8:15～17:15
苦情解決責任者	苦情の解決	神徳 済 電話：083-924-3780 携帯：090-1337-7713 対応時間：月～金 9:00～18:00 携帯対応時間：24時間対応

*公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山口市介護保険課	所在地：山口市亀山町2-1 電話：083-934-2795
山口県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：山口市朝田1980-7 電話：083-995-1010
山口市地域包括支援センター	所在地：山口市亀山町2-1 電話：083-934-2758

9 事故・問題発生時等、緊急時の対応

事故・問題が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行います。事故・問題の発生状況、利用者の状態については「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者のご家族に報告を行います。また、必要に応じて関連部署、市町村にも連絡を行います。

各部署で発生した事故・問題に対して、管理者は自分の部署の職員と発生した事故・問題について「事故報告書」を基に対処方法を検討、決定し、是正処理を行います。また管理者は発生した事故・問題の内容を確認・精査し、その事故・問題の発生原因を全職員とともに究明し再発防止に努めます。

10 第三者評価の実施状況

当ステーションでは、第三者評価を実施していません。

11 当ステーションの概要

名称・法人種別	医療法人社団素心会神徳内科訪問看護ステーションこうとく
代表者名	理事長 神徳 翁甫
法人所在地	所在地：山口市下市町11-5
電話番号	電話：083-924-3780
業務の概要	無床診療所、訪問看護ステーション
事業所数	2

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記、重要事項の説明を行いました。

(事業所) 医療法人社団素心会神徳内科

訪問看護ステーション こうとく 山口市周布町3-18

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

署名代行の理由 _____

(連帯保証人1) 住所 _____

氏名 _____ 印

(連帯保証人2) 住所 _____

氏名 _____ 印